

第168回統計委員会 議事録

1 日 時 令和3年9月29日（水）9:45～11:20

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、
宮川 努

【臨時委員】

菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）、経済産業省大臣官房
調査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都
総務部統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）部会の審議状況について
- （2）令和4年度における統計リソースの要求状況について
- （3）官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果について
- （4）患者調査の集計方法の変更について
- （5）国民生活基礎調査の匿名データについて
- （6）経済産業省生産動態統計調査に関する今後の課題の対応状況について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第168回統計委員会を開催いたします。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、部会報告、統計リソース要求状況、官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果などについて説明があります。本日はこのような議題にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様お手元に資料を御準備いただいていると思われますけれども、画面上でも資料を事務局にて投影いたします。つきましては、御発言の方は資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 9月24日に行われました第29回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料1と席上配布資料を適時御覧ください。なお、資料1のページ番号は中央下に1/47といったような形で表示をしております。

第29回部会では、「(1) 分配面の四半期別GDP速報に関する検討」、「(2) 国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討」、「(3) 法人企業統計の一部早期化に関わる検証(中間報告の2)」、「(4) R&D産出額(市場生産者分)速報推計から年次推計への段階的接近の検討」の4つについて審議をいたしました。

以下概要を御説明しますが、技術的な内容が多いこと、また、時間の制約から詳細は割愛して御説明をいたします。

「(1) 分配面の四半期別GDP速報に関する検討」については、2ページ以降を御覧ください。部会では短期間で対応可能な範囲での分析精緻化、現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の可能性、中長期的な改善に向けた工程表の骨格といった3点について、内閣府から報告を受けました。

また、7ページ以降ですが、山澤臨時委員より、営業余剰の簡易推計に関して御報告がありました。

委員からは次のような御意見を頂きました。各国の速報推計から年次推計にかけての分配側項目別の改定状況について、伸び率の改定差の絶対値の平均を比較しているけれども、四半期推計の場合は、その後、プラスやマイナスに改定された場合に議論になる。符号の違いやばらつきについても検証すべきだろう。分配側と支出側、生産側との差について、米国の場合、経済センサスによる基準年の影響を引きずって、誤差に系列相関が生じている可能性がある。日本についても同様な現象が起きている可能性もあり、原因を把握の上、それを補正すれば精度が向上できるのではないか。内閣府の試算を見る限り、海外と比べても精度は悪くなく、公表可能な段階に来ているのではないか。中長期的な改善に向けた工程表について、基準改定を待つことなく、可能な事項については検討を前倒しすべきである。

部会では、短期間で対応可能な範囲での分析精緻化を評価しました。その上で試算結果を踏まえると、現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の公表については、不可能とは言えず、部会で出された意見を基に検証を進め、どのような形で公表するか、分配側GDPの使い方や精度に関する利用者の理解をどう整理するかなどについて、さらに議論を深める必要があるとしました。

中長期的な改善に向けた工程表の骨格については、本部会における委員の指摘事項を踏まえて、四半期の公表に関わる検討や基準改定を待たずに実施する事項などをスケジュールに明示的に組み込んだ上で、改めて部会報告するよう内閣府に求めました。

「(2) 国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討」についてですが、内閣府からQE推計における推計品目の細分化の検討結果について、報告がありました。31ページを御覧ください。品目細分化は、2022年12月、2025年12月の2段階で実装する計画です。こうした品目細分化の大枠については、来年の秋の審議を予定しております。

委員からは特段異論なく、内閣府からの報告内容を適当としました。その上で本部会における十分な審議時間を確保する観点から、検討結果については、来年の秋という幅の中でも、可能な限り早期に報告するよう内閣府に求めました。また、2段階での実装を適当としつつも、2022年の段階でできるだけ多くの品目を取り込むよう要望しました。

「(3) 法人企業統計の一部早期化に係る検証(中間報告2)」についてです。内閣府及び財務省から法人企業統計の一部早期化に係る検証についての中間報告がありました。32ページ以降を御覧ください。財務省からは、法人企業統計附帯調査に関わる検証結果として、精度確保が難しいとの報告がありました。また、内閣府からは、附帯調査を用いた試算結果として、設備投資に関しては精度改善を期待できないとの説明を受けました。

委員からは次のような御意見を頂きました。附帯調査の結果には癖があるとのことだが、附帯調査の水準に変えて、その伸び率を使用するなどの工夫を検討すべき。附帯調査を用いた試算では、2次QEとの差が検証されているが、そもそも年次推計との差を検証すべき。また、その観点から2次QEの方が1次QEよりも年次推計に近いとの前提が満たされるかどうかを確認すべき。附帯調査の精度確保が難しいようであれば、別途、既存統計の活用についても検討を行うべき。報告者負担が附帯調査の課題であれば、調査項目を大幅に絞る方法もある。海外では数項目に限定する実例がある。部会では附帯調査の活用方法について、更なる工夫を検討するとともに、長期の時系列において、年次推計と1次QE及び2次QEとを比較するよう、内閣府に求めました。また、法人企業景気予測調査及び全国企業短期経済観測調査(短観)の活用の可能性などについても検討するよう、財務省及び内閣府に求めました。

「(4) R&D産出額(市場生産者分)速報推計から年次推計への段階的接近の検討」についてです。内閣府からR&D産出額(市場生産者分)の速報推計から年次推計への段階的接近について報告がありました。

44ページ以降を御覧ください。QE推計及び第一次年次推計におけるR&D推計については、現在用いている日本政策投資銀行の設備投資調査を日銀短観に切り替えた場合、精度の向上が期待されるとの報告でした。

部会では、委員からは特段異論はなく、本年12月の公表から実装することについて適当としました。私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、コメント等はございますか。よろしいですか。

私から1つ、資料4のR&D推計の結果について、政策投資銀行の全国設備投資計画調査と日本銀行の短観のデータを比べて、短観の方がより精度が高いということだったのですけれど、それは何か、どれぐらいのばすというか、期間に関わらずそういう結果なのかという検証は出ているのでしょうか。検討された部署でも、あるいは事務局でも構わないのですが。

○宮川委員 資料の46ページで、基本的には、長期間取った場合、改定差の平均値が現行よりも短観の試算を取ったものの方が小さくなります。これが有意かどうかという問題もあり、四半期ごとに取ったところでは若干ばらつきはあるわけですが、長期的に見て安定してというか、長期的に見てばらつきが小さいというところから部会では日銀短観を使った方が有意だろうということになりました。

○北村委員長 その長期的というのは、ここに出ているのは2018年の4-6月以降なのですけれども、もう少し長い期間で見たということですか。それともこの期間については。

○宮川委員 ちょっと内閣府で御確認いただきたいのですが、日銀短観の場合は、R&Dの調査を始めたのが大体これぐらいの期間からということで、それを見てということですか。

○北村委員長 了解です。事務局は何か追加的にありますか。

○吉野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室政策企画調査官 先ほど部会長から御説明がありましたとおりですが、数字の見方としましては、今画面に出ているページの一番右端でございまして、改定差、絶対値の平均値ということで、現状2.6%ポイント、平均的にいうと、これぐらい実績からぶれるというのが、短観にすると2.3%ポイントですので、若干ながらということで良いと。期間については、まさに御説明がありましたように2018年4月から、これ前年比を求める関係で、2018年調査が始まりますとここからということになります。

あと、こちら、このページの日本語の部分にも書かれているのですが、短観は年に1回ではなく四半期調査ですので、例えば年度の途中で大幅な環境の変化があった場合、現状の政策投資銀行のアンケートですと、1年後まで何も変わらないということになるのですが、短観の場合は速やかに変わることも期待し得るという点も含めて、短観の方がよからうという判断に至った、というふうに内閣府からは報告を受けております。

○北村委員長 了解しました。ほかに御質問、コメントございますか。よろしいですか。

それでは、私から簡単にコメントしたいと思います。まず、分配面の四半期別GDP速報についてです。現時点の評価、残された検討課題、目先から中期にかけて行っていくべき作業工程などが整理されたとの御報告でした。なかなか難しい課題であることも改めて認識しましたが、内閣府には引き続き前向きな検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、家計最終消費支出の統合比率についてですが、今回、来年度及びその先も見据えた内閣府の取組について御報告がありました。品目の細分化が進めば、QEの精度が高まり、年次推計値の大幅改定という問題の解決にもつながっていくと考えられます。これは基本計画の目指す1つの方向性ですので、その成果に期待したいと思います。

それから続きまして、法人企業統計の一部早期化に係る検証（中間報告2）です。早期

化に伴う統計の癖も踏まえた利用方法の工夫や他の既存統計の活用なども含めて、引き続き多面的な検討が必要との御説明でありました。財務省と内閣府が緊密に連携しつつ、更なる検討を進めていただくようお願いしたいと思います。

それから最後に、R & D産出額市場生産者分の速報推計から年次推計への段階的接近ですが、既存統計の利活用方法の工夫という実務に根差した取組と考えます。そして、地道な改善の積み重ねが統計精度の底上げにつながるということで、内閣府には今後もこのような取組を主体的に進めていただきたいと思います。

宮川部会長はじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の皆様、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。令和4年度における統計リソースの要求状況につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 総務省の統計改革実行推進室参事官の尾原でございます。よろしくをお願いいたします。私からは、令和4年度における統計リソースの要求状況について、まず御説明いたします。

資料2を御覧ください。令和4年度における要求状況ですが、まず、今年の6月30日に統計委員会からこのリソース配分に関する建議をいただきました。資料2は、この統計リソースを重点的に配分すべきとされた取組につきまして、各府省が要求した令和4年度の予算、それから機構・定員の概況をまとめたものです。

まず、予算要求です。建議に基づく重点配分事項に該当する令和4年度の要求額は109.3億円となっています。府省別の建議に該当する事業件数と要求額は表のとおりです。

今回の建議では、これまでの統計改革や公的統計の品質向上、それから信頼確保の取組の中でも特にデジタル技術等の活用、統計データの利活用、専門人材の育成などが求められております。

この資料では、建議の項目ごとに主立った要求内容を記載しておりますが、その幾つかを御紹介させていただきます。下の方ですが、(1)の「①デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等」については、例えば農林水産省におきまして、新技術を活用した実査手法の確立として、作物統計調査のうち、現地実測調査について、リモートセンシング技術の活用検討を行いまして、実査業務の効率化、負担軽減を図るといった要求がございます。

また、下の「②システムの見直し、デジタル機器の活用等による業務効率化」。こちらにつきましては、総務省において、令和4年の就業構造基本調査におきまして、調査対象や調査員の登録、それからオンラインや郵送での回答状況といった調査の状況を一元的に管理把握するためのシステム導入に関する要求がございます。

2ページ目ですが、「(2) 統計データの利活用促進」ということで、例えば文部科学省におきまして、e - S t a tに掲載する帳票の機械判読対応の要求がございます。

また、「(3) 調査体制の強化と人材の確保・育成」でございますが、総務省、それから厚生労働省において、研修の充実に関する要求がございます。

ページの下の方に掲載しております表ですが、建議の項目別に各府省における要求状況

を記載しております。要求額としましては、(1)の「デジタル技術等を活用した統計の作成・業務効率化等」、こちらが多くなっておりまして、約96億円となっております。厳しい要求事情の中で必要な予算を計画的に確保するように、各省も知恵を絞って要求していただいている状況にあると考えています。

続きまして、3ページ目の機構定員要求です。機構要求につきましては、総務省におきまして、消費者物価指数の精度向上を担う物価指標調整官、それから、経済統計等の体系的整備・デジタル化推進を担う調査官の要求がございます。また、財務省において、事務運営へのデータ活用を推進するためのデータ活用企画官の要求がございます。

続きまして、定員要求であります。合計36人の要求となっております。府省別の定員要求状況は表のとおりで、内訳は新規の要求が24人、振替要求が12人となっております。

主な要求内容ですけれども、(1)の「デジタル技術等を活用した統計の作成・業務効率化等」に関する要求が多く見られます。例えば、「①行政記録情報・ビッグデータ等や新技術の統計への活用」、こちらにおきまして、厚生労働省から統計調査と政策担当部局の届出情報の重複、これを是正するための届出情報の統計調査への利活用の精査、それから活用可能な情報を用いた新たな調査体系等の整理検討のための定員要求といったものがございます。

また、「②システムの見直し、デジタル機器の活用等による業務効率化」、こちらにつきまして、総務省から、事業所母集団データベースの整備・充実のため、データベースにある情報の更新作業、これをオンラインで実施できるようにすること、その企画検討をするための定員要求がございます。

また、「③統計作成プロセスの見直し」では、厚生労働省から、デジタル技術を踏まえた統計作成業務の業務改革を行うために、統計作成プロセスのBPR、統計情報の利活用を推進する仕組みを検討するための要求がございます。

次に、4ページになりますけれども、EBPMにもつながる話としまして、今月のデジタル庁創設などによって、デジタル利活用の機運も高まるということがありまして、統計データの利活用促進に関する要求も多く見られます。

例えば(2)の「統計データの利活用促進」として、総務省から、民間企業におけるデータ利活用に関する相談体制の構築等のための定員要求、また、農林水産省から、農林業センサス結果を農業集落別に地図やグラフで表示するといった地域の農林業の実態の見える化、「活かすデータベース」という言葉ですけれども、こちらを推進するための定員要求がなされています。

そのほか、内閣府から統計改革としてこれまで取り組んできている産業連関表のSUT体系への移行に関する要求もございます。

下の方の表ですけれども、こちらも建議の項目別に各省における要求状況を表しています。先ほどもお話ししましたように、(1)の関係、その中でも③の統計作成プロセスの見直しに関する要求、こちらが多く見られるところです。

リソースの要求状況の概要は以上になりますけれども、公的統計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、社会経済の急激な変化を正確、継続的に捉えるも

のとして、その重要性が改めて認識されていると考えています。第Ⅲ期公的統計基本計画を踏まえまして、公的統計の品質向上、信頼確保に向けた取組を一つ一つ着実に実行する段階になりますので、引き続き必要な統計リソースを確保することができるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について何か御質問等ありますでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございます。

ただ今御説明をいただきまして、やはり新型コロナウイルス感染症対策のこともございますけれども、統計改革を着実に進めてEBPMを実現していくためにも、デジタル技術等を活用した統計の作成や業務効率化等について、かなり各府省が要求をしているということが分かります。

例えば農林水産省が提案されているリモートセンシングの取組であるとか、あるいは文部科学省でe-Stat掲載帳票の機械判読対応であるとか、あるいはヘルプデスクの設置であるとか、これらは1つの省で完結することではなくて、ほかの府省にもこうした取組が技術開発の面でも、あるいは今後の標準化の面でも有用なものになっていくというふうに思います。

そこで、総務省が中心となられて、各府省の統計幹事の皆様と情報を共有するとか、良いものは波及効果を狙うことによってコストカットもできるかもしれませんし、そのような横連携について何か補足的に御説明できることがありましたら、お示しいただくと、どうしても各府省別に要求とか、そういうものが示されていくのですけれども、全体としての統計改革の中で統計リソースの有効性が図られればと思いついて、横連携について少し補足していただければ心強いです。よろしく申し上げます。以上です。

○北村委員長 それでは、統括官室で対応をお願いします。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 どうもありがとうございます。今回のこの要求の状況につきましては、当然ですけれども、関係の各府省には、これはほかの役所もこういうことをやっているということは情報共有させていただきたいと思っております。それを参考にしまして、今年やられていないところはまた来年も検討していただくということをやりたいと思っております。

また、デジタル庁も創設されましたので、デジタル庁で政府横断的に使うようなシステムについては、我々もその整備に関して、統計局のシステムなど特にそうなのですけれども、一緒に知恵を出しながら進めていきたいと、このように考えております。

○清原委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問。神田委員、どうぞ。

○神田委員 御説明ありがとうございます。昨年の要求に比べて、かなり総務省、厚生労働省、国土交通省で増額をされていて、全体でかなりメリハリのついている内容になっていると思います。

その上で、厚生労働省の要求についてお聞きしたいのですけれども、特にシステムの見

直し、あるいはデジタルによる効率化で要求をされているように拝察しました。実際これまでの議論でも、人口動態調査でオンライン利用がなかなか進まない、市町村から保健所へのオンライン利用が進んでいない、という指摘もあったかと思います。そういう点について、今回の要求でより改善するような道筋が立てられているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

また、これは1年議論してきたことですが、特に保健所の統計の体制について強化を図る必要があるというのは、基本として皆様感じておられることだと思っています。今回の要求の内容にそれが反映したものになっているのかどうか、保健所の体制についてのどのような工夫がデジタル化の中でなされているのかどうかということも教えていただきたいと思っています。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。統括官室、お答えいただけますか。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 どうも御質問ありがとうございます。今、御質問のありました、まず1つ目の人口動態調査の関係ですが、2つ目の保健所の質問とも関係してくると思いますけれども、こちらにつきましては、特に死亡統計、人口動態統計の関係で死亡統計の公表の早期化というものが、従来から指摘されております。

そのことも踏まえまして、そもそもの調査体制の再構築とか、調査方法の在り方といったものの見直し、そういったものをやるということで厚生労働省から定員の要求がなされているという状況です。

それから、保健所の体制の話ですが、こちらは統計の関係に限らず、そもそも本来業務としての保健所の体制強化ということで、これは強く厚生労働省も認識をされているというふうに承知をしております。

その中で、統計に限らない話として、保健所体制の整備のための取組というものを、それぞれ各種されているというふうに伺っております。例えば、I H E A Tというもので、派遣可能な保健師などの専門人材、これを1,200人確保して、必要な場合にすぐに派遣できる体制を整えるといった話ですとか、それから地方財政措置ということで、2年間かけて、全国で約900人の増員をするといった計画を立てられていると私どもも承知しております。

そういったことで、統計のための純粋な人の増員という形ではなくて、全体の業務としての体制強化ということで、厚生労働省も積極的に取り組んでいると伺っております。

以上になります。

○北村委員長 神田委員、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。保健所体制の整備については、主に人のお話だったと思うのですが、それはとても重要なのですけれども、オンライン化を引き上げるために、人をまず張り付けられるよう要求していますということは分かりますが、具体的に予算要求段階でどのような方法を使ってオンライン化率を上げようとしているのか、そのような議論というものはなかったのでしょうか。以上です。

○北村委員長 事務局、どうですか。何かありますか。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 システムの関係でどういった取組されているかという御質問ですけれども、直接、保健所の関係の負担軽減になるものかというのちょっと承知していませんけれども、厚生労働省の全体の統計処理システムの更改ということで、次期の統計処理システムの大幅な更改ということも計画されていて、それについての予算要求もされているということを知っております。

また、システムのどういった具体的な対応をするかということ、いろいろHER-SYSとかございますけれども、そちらについても使い勝手が悪いという話も今までありましたので、そういったものの改修には暫時取り組んでいるというふうに私どもも承知しております。

○北村委員長 どうぞ。追加で説明があるそうです。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室企画官 今の説明に加えまして、具体的な内容ではないのですが、またその具体的な内容を把握しているわけではないのですが、委員がおっしゃったような内容について、検討をしているというような話は少し伺ってはおりますので、そのような意味で、厚生労働省の中でも今後このような取組を進めていくというようなスタンスはあるのかなというように評価している次第です。以上でございます。

○北村委員長 神田委員、追加で御質問ありますか。

○神田委員 コメントですが、多分、今までの議論を見ていて、オンライン化率が進みません、それで人を付けます、お金を付けますという話になるのですけれども、それでもできていないことを、何とか改善するためには、何か別のアプローチも追加的にしないと上がっていかないのだと思うのです。

そういう中でまた、今回のようなコロナでまた医療機関とネットでつながっていないとかいう話の繰り返しになってしまうということもあるので、その辺ももう少しきめ細かい検討を、厚生労働省の中でされているということですので、是非、続けていただき、実効性のあるような解決策、お金だけの問題でもない、人だけの問題ではないかもしれませんが、知恵を出しながら検討していただければと思います。よろしく願いいたします。是非、結果を出すような形での議論をお願いします。

○北村委員長 厚生労働省から現状について御説明があるそうですので、よろしく願いします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 厚生労働省の政策統括官でございます。オンラインの拡充ということで御質問いただいているかと思っておりますけれども、来年度予算の要求では2つ具体的に考えております。

1つは、調査員調査をやっていたところをオンライン化するとき、オンラインで回答されることと、それから調査員が回収することと、2通りできますけれども、それをどこまでオンラインで回答して、どこまで調査員が回収するかという、督促の際に、スマホなどで、調査員がどのように回答されているかといった状況をリアルタイムで把握するようなシステムの開発、これを1つ考えております。

それから、これはシステムではないのですが、もう一つは国民生活基礎調査で来年は大規模な調査を行いますけれども、来年からオンライン回答を大々的に導入していくという形になっていますが、その際に、特に保健所の負担が一番大きいのは問合せに対する回答でございます。これは今年から対応しておりますけれども、来年は大規模調査ということで、いわゆる委託業務といたしまして、コールセンターを設けて、調査に対する回答などを行うことにしておりますけれども、その拡充などを行うという、この2つの予算を予算としては入れることとしております。

それから、先ほど御回答ありましたようなシステムの改修なども含めまして、オンライン率の向上には不断に取り組んでいきたいと考えております。

○北村委員長 ありがとうございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○北村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。各府省とも積極的にいろいろな取組をされているのは大変結構なことだと思います。今の厚生労働省からの話を聞きながら、1つだけちょっと念のため教えていただけたらと思ったことがあります。それは毎月勤労統計の関係です。

これは御存じのとおり、以前、COBOLでできているかなり老朽化したシステムも1つの課題であるということが言われていたわけですが、このあたりの予算もこの中に入っているのでしょうか。

また、今後、コロナ禍で取り組んでいかれる予定というのはスケジュールの中に入っているのでしょうか。せっきくの機会ですので、ちょっと教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○北村委員長 それでは、厚生労働省からお願いします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） COBOLに関しましては、実は今年度からCOBOLに代わりまして、C＋という言語を導入しまして、プログラムを試行的に組んでいくということで、来年度予算といたしましては、新しい言語に変わったことによって、これまでのシステムがきちんと動くかどうか。それから、職員が新しい言語に合ったような形でのプログラムを組むときに、どういう形にするのかということを支援する業務についての経費を盛り込んでおります。

それからまた、先ほどシステム全体の改修ということもございましたけれども、実はこれまで厚生労働省の統計処理システムは、SAMASとDICSという2つ、実はこれは旧厚生省の統計の職員が開発した言語を使っておったのですけれども、これがなかなか他省、外部の方から分かりにくいということで、そちらについての改修も来年度以降、これは要件定義書の作成などを予定しておりますが、予算に組み込んでおりまして、なかなか外から見て分かりにくい言語の改修については順次進めているところでございます。

○川崎委員 ありがとうございます。期待しています。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問やコメントございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件について取りまとめたいと思います。今もなお新型コロナウイルス感

感染症の影響が続いている中、統計の品質向上、信頼性の確保を考慮しつつ、公的統計を安定的・継続的に作成・提供することが重要な課題であるところです。各府省におかれましては、デジタル化など統計作成プロセスの見直しや業務の効率化など、各種課題の解決に必要な統計リソースの確保に努めていただくようお願いしたいと思います。

統計委員会といたしましても、引き続き統計リソースの状況を注視するとともに、可能な限り統計リソースの確保を支援していきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○尾原総務省政策統括官(統計制度担当)付統計改革実行推進室参事官 引き続きまして、官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果について御説明いたします。

資料3を御覧ください。資料1ページ目ですけれども、本取組の概要とございますが、第Ⅲ期公的統計基本計画におきまして、業務の効率化や報告者負担の軽減、統計の利活用推進の観点から、政府統計に関しまして、統計の調査実施者、作成者、政府や自治体等でございます。それから統計調査の報告者、企業や世帯と、そして統計ユーザー、この3つにつきまして、時間コストの合計、これの平成30年度から令和2年度までの3年間で2割削減をするとされています。

対象は、平成29年12月時点で、e-S t a tなどに収録されています政府統計、約680統計でございます。

各府省はコスト削減計画を策定しまして、それに基づいて、実施者・作成者コストの削減については、業務の電子化・効率化、民間事業者等への委託の推進、報告者コストにつきましては、報告者数の削減、記入項目数の削減、そしてユーザーコストにつきましては、e-S t a tの検索機能の向上やA P I機能の活用の拡大といったことに取り組むこととなっております。

2ページ目です。各種の取組により3年間で削減された統計コストを表しております。各省の取組によりまして、平成30年度から令和2年度までの3年間で削減された統計コスト、こちらは合計で2,461万時間、全体で23.1%となりまして、目標である2割削減を達成しております。

表の右から2番目の列の対象別の削減割合、こちらを御覧いただきますと、調査実施者・作成者につきましては11.3%、報告者につきましては22.4%。ユーザーについては45.2%の削減となっております、全体で23.1%の削減となっております。

ユーザーコストの削減割合が45%と大きくなっている理由ですけれども、A P Iリクエスト件数、A P Iの利用件数ですが、こちらは当初の想定よりも大幅に増加したということが挙げられます。A P Iリクエスト件数が増えますと、その分、e-S t a tから検索をして、加工する手間を省くことができ、その分、作業コストを削減することができるということになります。当初は3年間で2,000万件の増加を見込んでいましたが、実際には5,000万件以上の増加となったということで、削減コストが大きくなっております。

続きまして、資料3ページ目です。各府省における取組事例を紹介しております。実施

者・作成者コストの関係です。具体的な事例が幾つかありますが、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化のところでは、総務省の労働力調査のオンライン調査の新規導入などがあります。

それから、下の民間事業者等への委託の推進ということで、総務省の個人企業経済調査、こちらで調査関係書類の印刷や送付、回収、照会対応、コールセンターでございます。調査票の回答内容の検査・照会を民間事業に委託するといった事例がございます。

続きまして、4ページ目です。報告者コストの方です。こちらは3年間で各省において取組を実施した調査数、具体的な事例ということで表にしています。例えば上から3つ目の報告者数の削減、これに取り組んだ調査というものは27ありまして、農林水産省の畜産統計調査では、行政記録情報を用いた加工統計に移行して、調査対象を削減したと事例がございます。

また、その2つ下ですが、調査票等の見直しということで、調査票のレイアウト変更などに取り組んでいるものがあります。こちらは93と数が多くなっております。内閣府の企業行動に関するアンケート調査では調査票の文字を大きくして、重要な箇所を強調するようなレイアウトに変更するといったこと。また、調査票と記入要領を切り離して冊子にして、見やすさを向上したといった事例がございます。

続きまして、5ページ目になります。こちらユーザーコストの削減の取組状況です。データ形式の見直しによるAPI機能の活用拡大、データベース化ということで、3年間に調査結果をデータベース化して公表した調査が225、それから、統計表を集約するなど公表形式の見直しを実施した調査が7見られたところです。

また、そのほかに、統計の利活用促進のための府省横断的な取組として、総務省では、e-Statの機能の向上ということで、e-Statトップページ、これをリニューアルしまして、ユーザーが直感的に操作できるようなデザインに修正しました。

それから、同じく総務省において、オンサイト施設の利用拡大ということで、令和元年の5月に、マイクロデータ利用ポータルサイト、miripoと言いますけれども、これを開設しまして、統計データの提供手続などを掲載して情報提供の充実を図っております。

また、総務省、それから各府省におきまして、二次的利用の手続の簡素化として、昨年の12月から、利用件数の多い地方公共団体における二次的利用について、具体的な集計表の事前提示といったものを不要にするなどの手続の簡素化を行っているところです。

以上、御説明申し上げましたとおり、各省における官民の統計コストの削減につきましては、目標とした2割を達成したところです。

一方で、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続いておりますので、オンライン調査の推進、それからシステム構築などによる調査実施者・作成者の業務効率化、報告者の負担軽減といったものには引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、統計データの利活用の促進につきましても、デジタル庁の創設も踏まえまして、システム面をはじめとしまして、積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

私からの説明は以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について何か御質問、御意見等ございますか。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 説明ありがとうございます。1つ質問なのですが、この統計のコストを削減するという目標を掲げて、それを実践に移していくというのは非常に大事なことだと思います。その意味で、実施者とか作成者、報告者のコストを削減するというのは、この文字どおりだと思います。ただ、このユーザーコストを削減するというのをそのまま合算することの意味がいま一つよく分からないというのが、話を聞いていた印象です。

ユーザーのコストを削減することは非常にいいことですし、それによって利用者が広がることはいいことだと思うのですが、ここで計算しているものを、ほかの2つとそのまま足し算するというのは、どういう意味があるのかがよく理解できません。

それから、それ以外の2つについては、報告者の負担がそれなりに減ってきているのはいいことだと思いますけれども、実施者・作成者の減り方が少ないという点をどう理解、考えるのかという点も教えてください。以上です。

○北村委員長 では、事務局。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、ユーザーコストのところは、そもそも把握の仕方自体がなかなか悩ましいところがございます。我々もいろいろ頭をひねって、検索の仕方がしやすくなったので、それによってこれだけ時間が削減できたとか、あるいはAPIの連携をすることによりまして、そもそも検索とかなくても自動的に情報が取れるようにするといったことで時間が短くなったという形で、計測できるところを何とか測って、コストを削減した部分を計算して、これで網羅できているということでも必ずしもないので、すけれども、このような形で出ささせていただいたものでございます。

○白塚委員 ですから、足し算することの意味がどこにあるのかというのは、今の説明でも全く明らかにはなっていないですね。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室企画官 すみません。補足で説明をさせていただきます。ユーザーのコスト、報告者のコスト、作成者のコストを足すということにつきましては、3年で2割削減ということを決めたときに、そのような形でトータルでという話でまとめ、今回やらせていただいたということがございまして、おっしゃるように、一方で、少し性質が一部違うところもあるのかなというところはあるかとは思っています。

ただ、その中で、委員がおっしゃるように、一部内容的に数字が違うところもあるにせよ、コストの削減を全体的にしていくという問題意識が当初ございまして、もちろん統計の精度とか、そういうようなことをしっかり取り組んでいながら、そういうこともやっていくという取組として統計改革の中で決められたという形でございます。

今回、そういう意味で御報告させていただいたというようなものですので、内容的にはそのような経緯を踏まえてやっているという御説明でございます。

○白塚委員 今の説明は、作ったときにはそうした問題意識はなかったということだということになるかと思えます。

最初の2つについては、削減することはいいと思いますけども、3番目については、そういう使う上での利便性を向上させるという意味のコストが下がったことによって、どれぐらい使う人が広がっていったとか、どれぐらい使われるようになったかということを確認することが大事なのかなと思います。

それから、最初のもう一つのところはどうでしょうか。実施者・作成者のところの減少が相対的に見ると小さいという点です。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 そちらにつきましては、原因がどの辺にあるのかといったところをはっきりと分析、これがということできているわけではありませんけれども、ここはまさにデジタル化というのはこれからますます推進していく、デジタル庁もできたということで、連携をしていくということで、この実施者の方の効率化というものも引き続き、さらに取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

○白塚委員 先ほどのオンラインの収集などに加えて、やはりスクラップ・アンド・ビルドも大事だと思いますし、そういう包括的な視点でぜひこのコスト削減、特に作成者・実施者のところ、より一段と頑張ってもらいたいというふうに思います。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかには。神田委員、どうぞ。

○神田委員 私も今の御指摘に重ねたような形になってしまうのですが、ユーザーのコストですけれども、利用件数に検索時間と加工時間を掛けているようなものなのですが、デジタル社会と言われる中で、多くの方々がより統計を使うようになっていって、利用件数が増えるとコストが増えていくような計算をここで入れるのは、ちょっとまずいかなという印象を持っています。計算式として、これは避けた方がいいとは思いません。

特に、統計に関わっているアナリストの方々がこういう計算を、正直なところ、外に出すこと自体がちょっとまずいのではないかなという意識を持ちました。要するに、あまりにも根拠が、ロジックがないという計算式ではないかということです。

あともう一つは、実施者の方の総作業時間ですけれども、これについてももちろんアウトソースして外部に任せれば、その分、ダイレクトに減るわけですね。ただ、それをするものの意味が何かというところがよく分かりにくいのです。

最終的にそれによって行政コストが金額的に、予算的にどれだけ減じて、その余った予算でどのような成果をだしたのか、そこまでやはりフォローする必要があると思います。いくら予算を取ってきて外注して、コストが減りました、だから、やるべきことをやっていますということでは恐らく終わらない。成果はそこにはない。

アウトカムは、先ほど白塚委員もおっしゃっていたように、統計のクオリティの向上にどれだけ寄与したか、あるいは新しい統計にどれだけ資源や人が割り振られたというようなことをフォローしないと、3年間で2割削減の意味がほとんどないと思うのです。こういう形でEBPMをやっていること自体がちょっとまずいのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、計画書に書いたときにもっと議論をすべきで、後でこんなこと言っ

ても意味がないのですが、統計を担当している部署としては、やはりこういう形での試算というものは避けた方がいいと思います。

すいません。以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。事務局、対応をお願いします。

○尾原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官 大変御指摘ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりの部分あると思っております、このコストの計測方法につきましては、今後、よりどういった形でやるのが適当なのかということは、また考えていきたいというふうに思っております。

1点、ユーザーのところの利用件数が減っていった、それが評価されるのかどうかというような形の御趣旨の御質問ございました。ただ、このユーザーのコストを出すときのこの利用件数につきましては、平成29年度と令和2年度で比較するとき、利用件数については一応そろえた形にしまして、実際に加工するための形式、データの形式がより加工しやすいものになったかどうかというところで比較をするという形なので、利用件数が減ったから、それでコストが減るという形にはならないように計算をしております。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問、コメントありますでしょうか。

今の点は、多少指数的な意味も含めてということですから、利用件数を所与として時間がどれぐらい変化したかということを見ていますということです。

ほかにコメントありますか。よろしいですか。

時間も押していますので、では、取りまとめたいと思います。各府省におかれましては、平成30年度から3年間、官民統計コスト削減に集中的に取り組んでいただきありがとうございました。今回、事前に設定した目標ではありますが、2割削減を達成したということではありますが、今、白塚委員とか神田委員からも議論があったように、コスト削減というのはほかの指数というか、ほかの側面で見ると必要もありますので、今後も業務効率の効率化や、報告者の負担軽減、ユーザーの利便性向上、多面的に努めていただきたいと思います。質の高い公的統計の作成・提供に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、次の議事に移りたいと思います。患者調査の集計方法の変更について、厚生労働省から説明していただきます。統計調査の集計方法自体は法律上の申請事項になっておりませんので、本日御説明いただく変更につきましては、諮問答申といった手続が生じるものではございません。ただ、変更に当たっては統計利用者の利便に資するように丁寧な説明が必要という判断から、厚生労働省から統計委員会でも情報提供、説明したいという申出がありましたので、説明していただきたいと思います。

では、厚生労働省、よろしく申し上げます。

○安藤厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室長補佐 厚生労働省政策統括官付保健統計室でございます。資料4を用いまして、患者調査における平均診療間隔及び総患者数の算出方法等の見直しについて御報告させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。まずは、簡単ですが、患者調査の概要について御説明いたします。調査の目的ですが、病院及び診療所を利用す

る患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施している調査でございます。

調査の沿革といたしましては、前身としては昭和23年から、そして現在は調査を3年に1回実施しているところです。

調査の対象及び客体ですが、全国の医療施設を利用する患者を対象として、層化無作為抽出した医療施設を利用した患者を調査の客体としております。

調査の期日ですけれども、10月中旬から下旬の3日間のうち、医療施設ごとに指定した1日としております。

主な表章事項、表章区分ですが、今回見直しを行いました総患者数、平均在院日数以外にも、推計患者数ですとか受療率などを表章しております。

おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。こちら、患者調査の主な利活用の状況といたしましては、医療提供体制の基礎資料ですとか、診療報酬改定のための補助資料、各種疾病対策の政策立案における基礎資料に活用されております。

おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。総患者数につきまして、推計式はこちらに記載のとおりでございます。今回はこの中の平均診療間隔、それを推計に使用する総患者数と合わせて算出方法の見直しを行っております。

総患者数に関しましては、調査日当日に医療施設を利用していないが、継続的に医療を受けている患者につきまして、調査日当日に医療施設を受診した患者の数と合わせて、その傷病で受療中の患者が全国にどれだけいるかを推計した指標でございます。また、平均診療間隔に関しましては、外来の再来患者の前回診療日から調査日までの間隔の平均としておりまして、診療間隔の長いデータは再来ではなく初診とみなし、診療間隔が31日以上ものを現在除外して、平均を算出しております。

おめくりいただきまして、5ページ目を御覧ください。今回の見直しの経緯等を御説明いたします。まず、総患者数は平成5年の患者調査から公表しております。総患者数の推計に用いる平均診療間隔に関しましては、平成5年の厚生行政科学研究事業において、計算式の妥当性と有効性を確認しております。現在も前回診療日から調査日までの日数を31日以上を除外して計算しております。

その後、診療状況の変化といたしまして、疾病構造の変化ですとか医療技術の向上による診療内容の変化、保険診療における薬剤投与期間に係る見直しなどにより、診療間隔が長期化してきておりました。

また、厚生労働科学研究費による調査研究を実施しております。こちらにおいても平均診療間隔及びこれを用いて推計した指標である総患者数が、実態より過小評価となっており、算出対象の範囲を見直す必要があるのではないかという課題、問題点が指摘されました。

こうした背景と研究結果を踏まえまして、厚生労働省においてワーキンググループを設置し、平均診療間隔の見直し及び上限日数について統計、医療の専門家等に御議論いただきました。本年8月に報告書を取りまとめまして、厚生労働省内の各会議で了承をいただいたところでございます。

おめくりいただきまして、6ページ目を御覧ください。具体的な検討内容について御説明いたします。

まず、現行の算出方法の課題といたしまして、診療間隔の分布、平均診療間隔の推移を分析したところ、傷病による程度の差はございますが、診療間隔の長期化傾向は明らかでした。よって、現行方法の上限31日を見直すことが適切であると確認されました。

次に、検討に使用しました厚生労働科学研究の内容についておまとめしております。

まず、図①を御覧いただきますとおり、診療間隔の分布を見ますと、4週、8週、12週、13週が山となっています。隣の図②を御覧いただきますと、再来患者の累積割合は診療間隔13週時点で95%程度、またはそれ以上でございました。

こちらの研究で、2014年のデータで現行方法と比較して13週以下を対象とした場合の総患者数を傷病別にしたところ、1.09から2.34倍となりました。この結果に加えまして、臨床現場の実態を踏まえて、上限日数を14週（98日）とすることが妥当ということになりました。

おめくりいただきまして、7ページ目を御覧ください。

重複いたしますが、検討結果といたしまして、平均診療間隔の算定上限を見直すことが適当であること、また、新たな算定上限は14週（98日）とすることが妥当であるとされました。

報告書において、上記検討結果と併せて、新たな方法による集計結果の公表につきましては、新たな方法による平均診療間隔及び総患者数は、令和2年調査の確定数から公表すること、新推計による結果は過去3回調査分を参考値として公表すること、公表時には、統計利用者へ丁寧な説明を行うことが求められております。

今回の見直しに関する説明の掲載イメージは8ページを御覧ください。

統計利用者への丁寧な説明としての掲載イメージをこちらでお示ししております。皆様アクセスしやすい場所といたしまして、まず、厚生労働省の患者調査のページから今回の見直しについてのお知らせを追加いたします。そこから新設で解説ページを作成する予定です。

こちらで今回の変更に関する解説ですとか、変更による影響を受ける統計表、参考値、関連情報のリンク等を掲載予定です。また、令和2年患者調査の概況の中でもこのような御説明をさせていただき、e-S t a tの中でも用語の解説等できちんと御説明をさせていただく予定です。

私からの説明は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。疾病構造の変化や医療現場の状況を踏まえた変更とのことですが、ただ今の御説明について、何か御質問、コメント等ございますか。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 すいません、ありがとうございます。平均診療間隔というのを固定するのは適当ではないというのはそのとおりだと思いますし、見直すのはよいと思います。ただ同時に、これは医療技術の変化とか、健康年齢を加味した人口構造とか、いろいろな要因の影響を受けて時間とともにどんどん変わっていると思いますから、ある程度定期的に見

直すようなスキームをきちんと作った方がいいのかなという印象を持ちました。

それと同時に、時系列の比較が、なかなか難しいデータなのかなという印象を持ちましたので、医療技術の要因とか人口構造の変化とかそういうものをコントロールして、これをどうやって比較するのかという点は、きちんと検討することを考えた方がいいのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

○北村委員長 厚生労働省の方でお答えください。

○安藤厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室長補佐 御意見ありがとうございます。頂きました御意見につきまして、今後検討してまいりたいと思います。

○北村委員長 時系列的な変化というのはやはりあるわけですか。統計が変わってしまうとか、尻尾の部分が長くなると。

○白塚委員 いや、この平均診療間隔というのは、必ずしも今回の調査と前回の調査が同じだとは限らないわけですね。ある程度そんなに大きく違わないかもしれないですけど。ただ、そんなに大きくどんどん変わるわけではないにしても、前回との比較をどう考えるのかとか、過去のデータとの時系列の変化をどう読んだらいいのか、どう考えたらいいのかというところについて、統計を使う上ではもう少し整理した方がいいのではないかなという感じがしました。このままだと、ただ数字だけつなげて使えないですし、正確には理解できないのではないかなという印象を持ったということです。

○北村委員長 了解です。では、厚生労働省の方から。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 厚生労働省の政策統括官でございます。先ほど説明の中にもありましたとおり、今回新しい方法に変わりますと、疾病によっては数値がかなり変わると。ですから、そこで断層が生じまして、接続しないという格好になりますけれども、これにつきましては、過去3回分、これ、要は3年毎ですから、9年前まで遡って、新しい方法で推計し直したものを参考値として公表させていただくということを考えてございます。これ以外に間を埋めるような形ができるのかどうかということについては、今のところまだ検討をしたことはありませんけれども、もし何かできるようなことがありましたら、お知恵も拝借しまして、参考値として公表することも今後検討していきたいと思っております。

○北村委員長 ありがとうございます。

○白塚委員 やり方としては、例えば病気の種類ですとか年齢階層別にデータを公表して、それがうまく集計できるようなことを考えると、そういうことはもうちょっと考えてみてもいいのかなという感じはしましたけど。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問ございますか。

椿委員、どうぞ。

○椿委員 よろしいでしょうか。平均診療間隔から総患者数を推計するというのはある意味で一定の理論的な前提の下で行えるという形で、こういう限られた情報の中で精緻な推計方法を使っているということは評価できます。その一環として、今回平均診療間隔の分布に関しても、3つぐらいの山を持っているというようなことを検討していただいたのだ

と思います。もちろん今回の検討は非常によくやられているということが大前提なのですが、けれども、このようなある種間接的な推計を行うときの、例えば推計精度ですね、要するに、理論的な標準誤差とかそういうものに関しては、一定の検討がなされているのでしょうか、あるいはなされ得るのでしょうか。

逆に今回のように13週、14週という形まで、対象となるデータの幅を少し緩和するというようなことをやることによって推計精度が上がっているということに関して、経験的には十分やっていただいたということは高く評価しますが、この話は背景理論があると思うので、その種の検討自体が、可能性があるのではないかとということだけ、御質問というよりは指摘させていただければと思います。やっていただいていること自体は評価いたします。

○北村委員長 厚生労働省、よろしいでしょうか。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 御指摘ありがとうございます。これは医療統計でありますけれども、統計ではなく、例えばレセプト情報を集めたNDB（ナショナルデータベース）というデータベースがございまして、保険診療に限りますけれども、全数のデータがございます。ただし、これについては、まさに請求書ですから、個人の情報とか、そのようなものに名寄せしていかないと使えないということもございまして、これまではそのようなものが統計的に整備できていなかったもので、このような患者調査などを行ってやっておったというところでございます。

そのようなデータベースなどを、いわゆるベンチマークとして使って検証していくのも可能ですし、ひょっとしたらこういう統計をサンプルでやるのではなくて、そちらの方をうまくつないで業務統計を加工して活用するという方法もあると私ども考えておまして、その辺りにつきましてはいろいろなデータが今そろってきておりますから、どれが一番適切なものかと考えながら、また検討してまいりたいと考えております。

○椿委員 どうもありがとうございます。レセプトのナショナルデータベースみたいなものが何らかの形で将来使えるようなことが検討されているというのであれば、新しいDX化も含めて非常にいい方向ではないかと思っておりますので、その方向での検討を続けていただくことを期待いたします。

どうもありがとうございました。大変よく分かりました。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、簡単に取りまとめさせていただきたいと思っております。

ただ今、御説明いただいた今回予定されている変更については、医療に関する背景、事情の変化を踏まえ、数年にわたる慎重な研究を重ねられた上での結果ということで、よりよい推計結果を得られることを望ましい変更と思っております。説明にもありましたが、結果公表に当たっては新しい方法による遡及のほか、統計利用者への丁寧な説明も予定されているということです。予定に沿った適切な対応をよろしくお願いいたします。前広な情報提供、どうもありがとうございました。

続きまして、国民生活基礎調査の匿名データについて、厚生労働省から御説明をお願い

したいと思います。

○渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長 それでは、資料に基づいて説明させていただきます。お手元の資料5-1を御覧ください。

平成28年国民生活基礎調査の匿名データの作成に関しましては、本年1月27日の統計委員会に諮問させていただいておりますが、当該資料のうち、国民生活基礎調査に係る匿名データの審査表に誤りがありました。

誤りの内容ですが、資料5-1の最後のページに添付している調査票の抜粋のうち、質問2を御覧ください。世帯票のうち、同居していない者の人数、具体的には、単身赴任、学業、社会福祉施設入所の3区分及び長期入院の別に、世帯を離れている者の人数を問う設問があります。匿名データの作成に当たりましては、当該設問の区分のうち、施設入所の3区分と長期入院を統合しまして、「入院・入所」する区分を設けた上で、平成28年調査より前の匿名化处理基準におきましては、これを「2人以上でリコーディング」ということにしておりました。これは3名以上となる世帯が少数でありますので、個体の識別リスクを勘案しまして、2人以上をまとめて同一のコードとするという取扱いです。

平成28年調査の匿名化に係る事前検証の際には、この統合された区分であります「入院・入所」について3名以上となるケースはないと見られましたことから、平成28年調査の匿名化处理基準においては、「2人以上でリコーディング」はせず、そのままの人数で提供するというようにしておりました。

しかしながら、実際には、これが3人以上となる世帯が5世帯存在するということが、その後、匿名データの作成作業を行っていく中で確認されたものです。

資料、次のページを御覧ください。

事前検証の際に判断の誤りが生じた原因ですが、本来であれば、施設入所者の3区分と長期入院者をまとめた「入院・入所」につきまして度数分布を確認する必要があったところ、実際には、施設入所の3区分と長期入院者のそれぞれの区分の度数分布を確認した際、3人以上の世帯がなかったことから、これらをまとめた「入院・入所」についても3人以上となるケースはないものと誤解し、その確認を行わなかったものでございます。

なお、平成28年国民生活基礎調査の匿名データにつきましては現在作成中ですので、まだ外部への提供は行っておりません。

当該諮問資料の誤りに関する今後の対応としましては、匿名化处理基準に沿いまして、適切な匿名化处理を行うためにも、本委員会の御了解を得ることができましたら、現在の審査表を修正したいと考えております。具体的には、同居していない者の状況に係る匿名化处理基準について、「『入院・入所』は2人以上でリコーディング」とする文言を追加することと、同じく「変更理由・備考」欄については、「学業以外、3人以上はいないためそのまま提供」としておりましたが、実際には学業のほか、「入院・入所」に3人の世帯がありまして、「単身赴任」のみ3人以上の世帯がないということになりますことから、この欄につきましては、「単身赴任は、3名以上はいないため、そのまま提供」という形に変更したいということで、省内における所要のを行った上で新しい文書の日付及び文書番号との変更と併せまして、諮問資料を修正させていただきたいと考えております。

なお、諮問資料の修正案につきましては、資料5-2として添付させていただいております。

また、今後は、区分の統合した場合の度数分布については、重要な確認事項である旨を関係資料に記入するなど、同様のミスが生じないよう再発防止に取り組みたいと考えております。

私からは以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。何か追加で。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当） 今回の諮問事項について誤りをいたしましたことを大変申し訳なく思っております。大変申し訳ございませんでした。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明について、何か質問、コメント等ございますか。

今回誤りがあった部分につきましては、修正案のとおり修正して差し支えないものと思われましても、いかがでしょうか。修正しないと困るということですが、よろしいですか。

それでは、そのように対応したいと思います。今回の誤りは、チェックする者の理解不足、チェック体制の不十分さによるもので、防げないものではなかったと思います。今後こういうことが起こらないように十分注意してください。よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。経済産業省生産動態統計調査に関する今後の課題の対応状況につきまして、総務省政策統括官室及び経済産業省から御説明をお願いします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 統計審査官室です。経済産業省生産動態統計調査につきましては、本年8月に調査対象品目の変更等に係る調査計画の変更申請を受けまして、統計法第9条第4項ただし書に規定します軽微な事項に該当するものとして、承認をしております、その概要は資料の参考1として配布しております。令和元年5月に前回答申をいただいております、この答申において今後の課題とされた事項の中に、統計委員会への事後的な報告を求められているものがありましたので、この機会に今後の課題への対応状況について、統計委員会に報告をさせていただくものです。

詳細につきましては、経済産業省から報告させていただきます。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省の鉱工業動態統計室長の木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には常日頃からいろいろお世話になっており、感謝しております。今の御紹介にあったとおり、前回諮問をさせていただいたときの答申に、課題として挙げられた点の対応状況について説明させていただきます。元々この経済産業省生産動態統計調査につきましては、以前は都道府県ですとか、経済産業省の地方支分部局を通じまして調査員調査として実施をしてまいりました。それを令和2年の4月から全面的に外注に移行したことによって、前回諮問をさせていただき、その時に課題をいただいたという整理です。

資料の2ページを御覧ください。宿題を3点ほどいただいております。

1点目が、民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析で、公的機関から民間事業者に移行することによって、回収率等の調査結果についてちょっと懸念が生じるのではないかと。その辺の影響について分析しなさいというのが1点目の宿題でございます。

2点目は、将来的な母集団名簿の整備についてで、元々母集団名簿についての記載が、品目の生産活動を捉える統計ですので確固とした母集団名簿がなかったのも、そのような記載がなかったのですけども、そのようなものの情報ですとか、報告者の選定時点を調査計画に追記することを検討してくださいという話でございます。

それと同時に、将来的な母集団名簿の整備方法としまして、いわゆる新しくできました経済構造実態調査、このような見直し状況も踏まえまして検討をしなさいというのが2点目の課題でございます。

3点目の宿題としては、国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加で、これは2つありまして、1点目としては、パチンコ・スロットマシンについて、我々がやっております経済産業省生産動態統計調査の調査対象品目の追加に向けた実査の可能性を検討しなさいということが1点目。2点目としては、同じく製造業の調査を行っています工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の定義が同一にもかかわらず、両者の結果にかい離が生じています半導体製造装置、あと建設・鉱山機械、これらの原因を究明して、必要な改善措置を講じることといった3点の課題をいただいたところでございます。

その検討状況について、3ページ以降に記載させていただいております。

まず、1点目の民間事業者の活用範囲の拡大についてですけども、これは、昨年4月から全面外注化とお話いたしましたけれども、グラフにある2020年3月分調査から、これが4月時点で該当しまして、ここから完全民営化された状況でございます。

まず、基本的に回収率の状況ですけども、ちょうど2020年3月に急激に下落しておりますけども、これは例のコロナの影響で、今まで92%程度の回収率を誇っていましたが、この影響でもって一時的に86%まで下がったといったことで、我々は一時的な事象だと見ておりますけども、それ以降通常に戻りまして、むしろ民間事業者の努力もあって、毎回毎回僅かな数ですが、回収率は向上している状況で、現在におきましては94%まで上がってきている状況でございます。

もう一方、オンライン化率、我々、これも同時に進めておりますけども、このようなものの推移を見ても、図2で分かるとおり、民間外注をして以降、右肩上がりに上がってきておりまして、これも事業所に対して疑義照会、あるいは督促を行う際に、オンラインへの切替えを推奨、そのようなことも外注事業者に行っていただきまして、そのような成果が現れていると感じております。したがって、民間事業者に変わった影響は、今のところ、いい状態で行っているのかなと認識しております。

次に、4ページ目、2点目の母集団名簿の整備についてです。

表のところに書いてありますが、左側の変更前、これが今までの承認をいただいていたときの書きぶりでございます。規模以上しつ皆調査で調査業種ごとに従業者規模による裾切りを行うと。例えば、機械関係の品目ですと、従業者50人以上のしつ皆調査といった書きぶりに限っていたのですけども、それを母集団の情報としてもうちちょっと明確に書いた

方がいいのではないかという御指摘だったのですが、変更後、右側に書いてございますけど、このような形で記載を変えたいと考えているところでございます。

1ポツ、2ポツですけれども、実際に使う情報について明記をさせていただいた上で、生産品目別の事業者名簿を毎年作成するといった形です。具体的には、1ポツで書いてありますとおり、いわゆる製造業の生産状況が分かる調査としまして、まず、工業統計調査、あと、経済センサス-活動調査、これらは製造業部門ですけども、これと、経済構造実態調査の3つの調査が母集団名簿となり得るものなのですが、このうち、毎年名簿の見直しをする際に最新時点の情報をまず使って整備をしていきたいというのが第1点です。

これに加えて、2ポツのところでございます報道情報ですとかIR情報、そのほかに報告者からの情報、あと、都道府県ですとか地方の経済産業局、業界団体ともつながっておりますので、そのようなところから入る情報も含めて、トータル的に名簿を整備していくといったことを考えていて、今回の改正においてはこのような記述に変更させていただきたいということでございます。

続きまして、5ページ目、最後の3点目の宿題です。

これは先ほど申し上げたとおり、2つの課題があると思っております、1つがパチンコとかスロットマシン、このようなものについては、国民経済計算体系的整備部会において議論をさせていただいたということですけども、この結果、内閣府で入手します業界統計を基に検討を行うと整理されております。

もう一方、半導体製造装置と建設・鉱山機械の工業統計とのかい離の問題です。これにつきましては、ここに書いてある調査の目的や調査時点が異なることによって、同一報告者から得られる値が異なるため解消は難しいと、部会ではそのような結論とされております。

具体的に申し上げますと、工業統計調査は1年に1回の調査でございます、基本的に決算ベースの数値を皆様記入されることが多いと。これに対しまして、経済産業省生産動態統計調査につきましては毎月の調査ですので、なかなか決算ベースの数字は出てこないため、1か月当たりの生産数量ベースに社内単価を掛けて生産金額を計算してはじき出していると。そのような同一事業者であっても報告する統計調査の違いによって数字のかい離が生じてしまっているといったことでございます。

したがって、国民経済計算体系的整備部会の中においても、このような事実が判明したことでなかなか解消は難しいのではないのかなと結論付けされたと認識しているところでございます。

簡単ですけど、以上でございます。よろしくお願いたします。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明について何か御意見、御質問等ございますか。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 質問ですけれども、3ページの図1では、2020年の1月からしかデータがないのですが、現状の94%ぐらいというのは、コロナになる前の、例えば2019年とか2018年ぐらいの水準と比べるとどういう水準なのでしょう。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 実は、コロナ以前においては、ここまでの水準までには至っておりません。ほぼ92%前後でずっと推移しており、民営化されて以降、少しずつ上がってきている状況になります。

○北村委員長 白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 そうすると、2%ポイントぐらい改善しているということですね。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。おっしゃるとおりです。

○白塚委員 それはどういう要因が影響しているのでしょうか。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 圧倒的に、根気よく督促を続けていたということです。民間事業者も大きな基幹統計調査を受託したことによって、かなり頑張っていたいただいておりまして、相当督促にも力を入れていただいた成果が出てきたのだと思っております。

○白塚委員 それはいいことだと思いますし、回収率を上げるのは督促が一番いいと思います。そういう意味では、回答者の中のオンライン比率が高まっているのも外注の影響があるのでしょうか。外注業者がオンラインにシフトすることをより奨励して、そちらにシフトする人が増えていることになっているのでしょうか。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 おっしゃるとおりで、先ほど説明の中でも簡単に触れさせていただきましたけれども、毎月、調査票の審査をさせていただいて、当然ながら疑義照会なども発生します。それと、督促などで、報告者の方と接する機会があって、その都度、このようなオンラインで提出することもできるということで、事業者の方から報告者に対して奨励をさせてもらっています。その成果が現れているものだと思います。

○白塚委員 ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに。

○白塚委員 すいません、もう一点いいですか。

○北村委員長 どうぞ。

○白塚委員 最後の半導体装置や建設・鉱山機械についてですが、月次の調査と年次の調査で決算ベースのデータにかい離があるのは仕方ないといえば仕方ないですけども、このかい離があまり大きいのであれば、やっぱり月次のデータを年次のデータで事後的に補正したりすることを考えた方がいいのではないかなという気もするのですが、それはあまり検討されなかったのでしょうか。

○木下経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 我々としては、調査対象者の方にしっかりとデータを報告いただくことを優先的に考えておりまして、まずは一番書きやすい状態で提出していただくと、まずはそこから始まるのかなと思っております。当然ながら、先生御指摘の点の検討はまださせていただいていないのですが、今後そのようなものも含めて考えたいと思っております。

○北村委員長 よろしいですか。

○白塚委員 はい。

○北村委員長 では、ほかに御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

これも簡単に取りまとめさせていただきます。

ただ今御説明いただいた民間事業者の活用範囲の拡大による影響の分析、報告者の選定方法による統計調査の記載の明確化、国民経済計算の精度向上に向けた調査対象品目の追加等については、いずれも前回答申における指摘を踏まえた対応が実施されているものと理解しました。

一方、将来的な母集団名簿の整備方法については、見直し後の経済構造実態調査の実施結果を今後検証の上、検討されるということですので、引き続き検討をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

本日用意をいたしました議題は以上のおりです。今回で令和元年10月から始まった今期第7期の統計委員会委員による審議は最後となります。2年間にわたる皆様の活発な御審議と円滑な審議進行への御協力に感謝したいと思います。

特に昨年度以降はコロナ禍の影響により、統計委員会の開催に当たり、実際に皆様に会場にお集まりいただくことが難しくなり、その大半で書面審議やウェブ開催など、これまでなかった方法で統計委員会を開催しなければなりません。それでも皆様の御協力により、確実に審議を続けていくことができました。ありがとうございました。

事務局からも一言御挨拶があるそうなので、吉開統括官からお願いいたします。

○吉開総務省政策統括官（統計制度担当） 政策統括官の吉開でございます。今、北村委員長からもお話がありましたとおり、本日が第7期の統計委員会の最終審議でございます。この際ですので、事務局を代表いたしまして、私からも一言御礼の挨拶を申し上げたいと思います。

北村委員長はじめ委員の皆様におかれましては、この2年間、通常の諮問審議に加えまして、いわゆる不適切事案の対応のために幅広く御審議をいただきました。併せて、その基本計画の一部変更の審議ですとかリソース建議もしていただきました。今、委員長からもお話がありましたとおり、コロナ禍の中で、書面審議ですとか、本日もそうでございますが、ウェブによる委員会開催を余儀なくされるなど、御不便をおかけする場面も多々ございましたけれども、円滑な運営に御協力、御理解をいただきまして、本当にありがとうございました。

この間、公的統計の充実ですとか信頼回復に関しまして御審議をいただいていたということでございますけれども、公的統計の充実ですとか信頼回復というのはまだ道半ばであると思っております。これまで統計委員会、それから、各部会の審議を通じまして、委員の皆様からいただきました多くの貴重な御意見、御指摘を生かしまして公的統計を引き続き改善、発展させていくべく、関係府省とともに引き続き努力してまいりたいと思っております。

皆様方には引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第168回統計委員会を終了いたします。